

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和5年9月8日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告（控訴人）：県立学校事務職員

被告（被控訴人）：愛知県

2 事件の概要

(1) 請求の原因

原告は、平成 25 年度に県立学校の事務長として 1 年勤務し、その後平成 26 年度から令和 2 年度までの 7 年間で主任主査として勤務してきた。

原告は人事希望面談において事務長への昇格を強く希望し、平成 28 年度以降は原告の人事評価の結果も良好であったが、原告は事務長に昇格しなかった。

原告は県人事委員会に対し、事務長（6 級）への昇格を求める措置要求をしたが、県人事委員会は事務長への昇格については却下、6 級への昇格について棄却の判定をした。

(2) 主張の内容

- ① 県教育委員会が、不当な人事評価に基づき原告を事務長から主任主査に降格させたこと、また、その後の人事評価が良好であるにもかかわらず、原告を事務長に昇格させなかったことは、平等取扱いの原則に反する違法な人事である。
- ② 県人事委員会は、原告の措置要求に対し故意又は過失により適法な判断を怠り、県教育委員会による恣意的な人事を助長した。
- ③ 原告が事務長に昇格していれば得られたはずの給与、手当及び精神的損害に対する損害賠償を請求する。（提起日：令和 4 年 3 月 24 日）

3 判決の概要

(1) 判決結果 第一審判決 県側勝訴（令和 5 年 2 月 1 日）

控訴審判決 県側勝訴（令和 5 年 6 月 30 日）

※ 原告から上告期限（7 月 19 日）までに上告がなく、判決確定

(2) 理由趣旨

① 県教育委員会の判断について

主任主査と事務長は同じ課長補佐級の職級にあり、両職間の異動は転任と解されるため、その当否は人事評価以外の要素をも考慮して任命権者が判断すべきものである。原告を事務長から主任主査に異動し、また原告を事務長へ登用しないことについては、原告の事務長としての目標達成実績、素質、能力等を総合的に考慮して判断されており、裁量権の逸脱又は濫用があったとは評価できず、国家賠償法上違法とは認められない。

② 県人事委員会の判断について

地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項（管理運営事項）は地方公務員法第 46 条で規定する措置要求の対象とすることができない。原告の措置要求は管理運営事項に該当するものであり、これを却下又は棄却した判定は原告の権利利益を侵害するものではなく、国家賠償法上違法とは認められない。